

事 務 連 絡 令和7年10月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡 令和7年10月31日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年厚生労働省告示第61号)のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和7年12月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」(令和6年3月5日保医発0305第10号)の別紙1を次のように改正する。

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

(別紙1)

材料料	杉	*料	料
-----	---	----	---

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計に より算定する。

1 間接法

(1)	メタルコアを用いた場合	
-----	-------------	--

1	大臼歯	110 点
口	小臼歯・前歯	68 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

1	大臼歯	27 点
口	小臼歯・前歯	15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

1	大臼歯	27 点
口	小臼歯・前歯	15 点

(2) その他の場合

1	大臼歯	33 点
口	小臼歯・前歯	21 点
	0 -> >	

(ファイバーポスト)

1 本につき	(61 点
1 本に フロ	() I ''''

M005 装着

1 歯冠修復物(1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a	標準型	17 点
b	自動練和型	38 点
口:	グラスアイオノマー系	
	₩ 开I	10 E

a	標準型	10 点
b	自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12点

(3) 歯科用合着·接着材料Ⅲ 4 点 2 仮着(1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

イ レジン系

a	標準型	17 点
b	自動練和型	38 点

ロ グラスアイオノマー系

(1) 歯科用合着・接着材料 I

a	標準型	10 点

b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着·接着材料Ⅱ 12点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填(1 窩洞につき)	
1 歯科充填用材料 I	
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	11 点
ロ複雑なもの	29 点
(2) グラスアイオノマー系	20 ///
イー標準型	
a 単純なもの	8点
b 複雑なもの	21 点
ロー自動練和型	21 /5
a 単純なもの	9 点
b 複雑なもの	23 点
2 歯科充填用材料 II	20 m
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	4 点
ロ複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	11
イー標準型	
a 単純なもの	3 点
b 複雑なもの	8 点
ロー自動練和型	ο ,π
a 単純なもの	6 点
b 複雑なもの	17 点
	11 点
M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14 カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	2, 129 点
(2) 4分の3冠	2, 129 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	2,000 点
(1) 大臼歯	
イインレー	
a 単純なもの	457 点
b 複雑なもの	845 点
ロ 5分の4冠	1,063 点
ハー全部金属冠	1,338点
(2) 小臼歯・前歯	1, 556 点
イインレー	
a 単純なもの	311 点
b 複雑なもの	619 点
ロ 4分の3冠	764 点
n 5分の4冠	764 点
ニー全部金属冠	958 点
3 銀合金	390 出
(1) 大臼歯	
イインレー	

a 単純なもの	29 点
b 複雑なもの	50 点
ロ 5分の4冠	65 点
ハー全部金属冠	80 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	18 点
b 複雑なもの	37 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	46 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	46 点
二 全部金属冠	59 点
M010-2 チタン冠 (1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	764 点
(2) 小臼歯	764 点
(3) 大臼歯	1,063 点
2 銀合金	
(1) 前歯	46 点
(2) 小臼歯	46 点
(3) 大臼歯	65 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イー大臼歯	457 点
ロー小臼歯・前歯	311 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	29 点
ロー小臼歯・前歯	18 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	8 点
ロー自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	1, 193 点
2 銀合金を用いた場合	129 点
M011-2 レジン前装チタン冠 (1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復 (1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	•••
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点

183 点

(2) 歯冠用光重合硬質レジン

M015-2 CAD/CAM冠 (1歯につき)	
1 前歯	
CAD/CAM冠用材料 (IV)	388 点
2 小臼歯	
(1) CAD/CAM冠用材料 (I)	181 点
(2) CAD/CAM冠用材料 (II)	163 点
3 大臼歯	
 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 	316 点
注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、	「2 小臼歯」により算
定する。	
(2) CAD/CAM冠用材料(V)	615 点
M015-3 CAD/CAMインレー (1歯につき)	
1 小臼歯	
(1) CAD/CAM冠用材料 (I)	181 点
(2) CAD/CAM冠用材料 (II)	163 点
2 大臼歯	
CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)	316 点
注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、	「1 小臼歯」により算
定する。	
M016 乳歯冠(1歯につき)	
1 乳歯金属冠	30 点
2 その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 歯につき	1点
M016-3 既製金属冠(1歯につき)	29 点
M017 ポンティック (1歯につき)	
1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	1,541 点
口 小臼歯	1,160 点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	63 点
2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イー前歯	926 点
口 小臼歯	1,160 点
ハー大臼歯	1,541 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イー前歯	80 点
口 小臼歯	80 点
ハー大臼歯	80 点
M017-2 高強度硬質レジンブリッジ(1装置につき)	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	

1 局部義歯 (1床につき)	
1	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9歯から11歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7点
2 総義歯(1顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	10 ///
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき)	37 点
M020 鋳造鉤(1個につき)	31 m
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ・大・小臼歯	2, 493 点
ロー犬歯・小臼歯	2,028点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	2,020 ///
(2) <u>一</u> 腕調(レスト) (2) イ 大臼歯	2,028 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,557点
ハが前歯(切歯)	1, 199 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	1, 199 点
(1) 双子鉤	
イ・大・小臼歯	1,232 点
ロー 犬歯・小臼歯	963 点
(2) 二腕鉤(レストつき)	903 景
イ 大臼歯	846 点
ロ 犬歯・小臼歯	735 点
ハが前歯(切歯)	682 点
3 鋳造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤(1個につき)	3 <i>m</i>
1 不銹鋼及び特殊鋼	6 点
1	0 15
(1) 双子鉤	1 175 占
(1)	1, 175 点 908 点
M021-2 コンビネーション鉤(1 個につき)	900 点
	性が細な用いた相
	付外側を用いた物
合 (1) 前標	9.41 占
(1) 前歯	341 点
(2) 犬歯・小臼歯	368 点
(3) 大臼歯	423 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を	
	30 点
(2) 犬歯・小臼歯	30点
(3) 大臼歯	30 点
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	b
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料(1歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

イ 大臼歯845 点ロ 小臼歯・前歯619 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 50 点

ロ 小臼歯・前歯 37 点

(キーパー)

1個につき 233点

M023 バー (1個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,975 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合(1顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

			部分は改正部分)
改 正 後		現 行	
(別紙1)		(別紙1)	
材料料		材料料	
M002 支台築造		M002 支台築造	
(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき))		(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))	
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	使用した本数分	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料。	と使用した本数分
のファイバーポスト料との合計により算定する。		のファイバーポスト料との合計により算定する。	
1 間接法		1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合		(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	110 点	イ 大臼歯	99 点
ロ 小臼歯・前歯	68 点	ロ 小臼歯・前歯	62 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M005~M009 (略)		M005~M009 (略)	
M010 金属歯冠修復(1個につき)		M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) インレー		(1) インレー	
複雑なもの	2,129 点	複雑なもの	<u>2,016 点</u>
(2) 4分の3冠	2,660 点	(2) 4分の3冠	2,520 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	457 点	a 単純なもの	414 点
b 複雑なもの	845 点	b 複雑なもの	<u>766 点</u>

ロ 5分の4冠	1,063 点	ロ 5分の4冠	964 点
ハー全部金属冠	<u>1,338 点</u>	ハー全部金属冠	1,213 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>311 点</u>	a 単純なもの	282 点
b 複雑なもの	619 点	b 複雑なもの	<u>561 点</u>
ロ 4分の3冠	764 点	ロ 4分の3冠	692 点
ハ 5分の4冠	<u>764 点</u>	ハ 5分の4冠	692 点
二 全部金属冠	958 点	二 全部金属冠	868 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	29 点	a 単純なもの	26 点
b 複雑なもの	50 点	b 複雑なもの	46 点
ロ 5分の4冠	65 点	ロ 5分の4冠	59 点
ハー全部金属冠	80 点	ハー全部金属冠	73 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	18 点	a 単純なもの	17 点
b 複雑なもの	37 点	b 複雑なもの	34 点
ロ 4分の3冠(乳歯冠を除く。)	46 点	ロ 4分の3冠(乳歯冠を除く。)	42 点
ハ 5分の4冠(乳歯冠を除く。)	46 点	ハ 5分の4冠(乳歯冠を除く。)	42 点
二 全部金属冠	59 点	二 全部金属冠	53 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	764 点	(1) 前歯	692 点
(2) 小臼歯	764 点	(2) 小臼歯	692 点
(3) 大臼歯	<u>1,063 点</u>	(3) 大臼歯	964 点

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	46 点	(1) 前歯	42 点
(2) 小臼歯	46 点	(2) 小臼歯	42 点
(3) 大臼歯	65 点	(3) 大臼歯	59 点
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	457 点	イ 大臼歯	414 点
ロー小臼歯・前歯	<u>311 点</u>	ロー小臼歯・前歯	282 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イー大臼歯	29 点	イ 大臼歯	26 点
ロー小臼歯・前歯	18 点	ロー小臼歯・前歯	17 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,193点	1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	1,081 点
2 銀合金を用いた場合	129 点	2 銀合金を用いた場合	118 点
M011-2~M016-3 (略)		$M011-2\sim M016-3$ (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,541 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,396 点</u>
ロー小臼歯	<u>1,160 点</u>	ロー小臼歯	<u>1,051 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	63 点	大臼歯・小臼歯	58 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	7	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	ì
イが歯	926 点	イが歯	839 点
ロー小臼歯	<u>1,160 点</u>	ロー小臼歯	<u>1,051 点</u>
ハー大臼歯	1,541 点	ハー大臼歯	1,396 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イが歯	80 点	イが歯	74 点
ロー小臼歯	<u>80 点</u>	口 小臼歯	74 点
ハー大臼歯	80 点	ハー大臼歯	<u>74 点</u>
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤(1個につき)		M020 鋳造鉤(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	2,493 点	イ 大・小臼歯	<u>2,347 点</u>
ロー犬歯・小臼歯	<u>2,028 点</u>	ロー犬歯・小臼歯	<u>1,909 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イー大臼歯	<u>2,028 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,909 点</u>
ロー犬歯・小臼歯	1,557 点	ロー犬歯・小臼歯	<u>1,466 点</u>
ハー前歯(切歯)	1,199 点	ハ 前歯(切歯)	<u>1,129 点</u>
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,232 点	イ 大・小臼歯	<u>1,116 点</u>
ロー犬歯・小臼歯	963 点	ロー犬歯・小臼歯	<u>873 点</u>
(2) 二腕鉤(レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	846 点	イー大臼歯	<u>766 点</u>
ロー犬歯・小臼歯	735 点	ロー犬歯・小臼歯	666 点
ハー前歯(切歯)	682 点	ハが前歯(切歯)	618 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤(1個につき)		M021 線鉤(1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	1,175 点	(1) 双子鉤	1,107点
(2) 二腕鉤(レストつき)	908 点	(2) 二腕鉤(レストつき)	<u>855 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤	1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1) 前歯 341 点	(1) 前歯 <u>309 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯 <u>368 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯 <u>333 点</u>
(3) 大臼歯 423 点	(3) 大臼歯 <u>383 点</u>
2 (略)	2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)
1 (略)	1 (略)
2 キーパー付き根面板	2 キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料(1 歯につき))	(根面板の保険医療材料料(1 歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と
の合計により算定する。	の合計により算定する。
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)
イ 大臼歯 845 点	イ 大臼歯 <u>766 点</u>
ロ 小臼歯・前歯 <u>619 点</u>	ロ 小臼歯・前歯 <u>561 点</u>
(2) 銀合金	(2) 銀合金
イ 大臼歯 50 点	イ 大臼歯 46 点
ロ 小臼歯・前歯 <u>37 点</u>	ロ 小臼歯・前歯 <u>34 点</u>
(キーパー) (略)	(キーパー) (略)
M023 バー (1個につき)	M023 バー (1個につき)
1 鋳造バー	1 鋳造バー
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,975 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上) <u>1,789 点</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
M030 (略)	M030 (略)